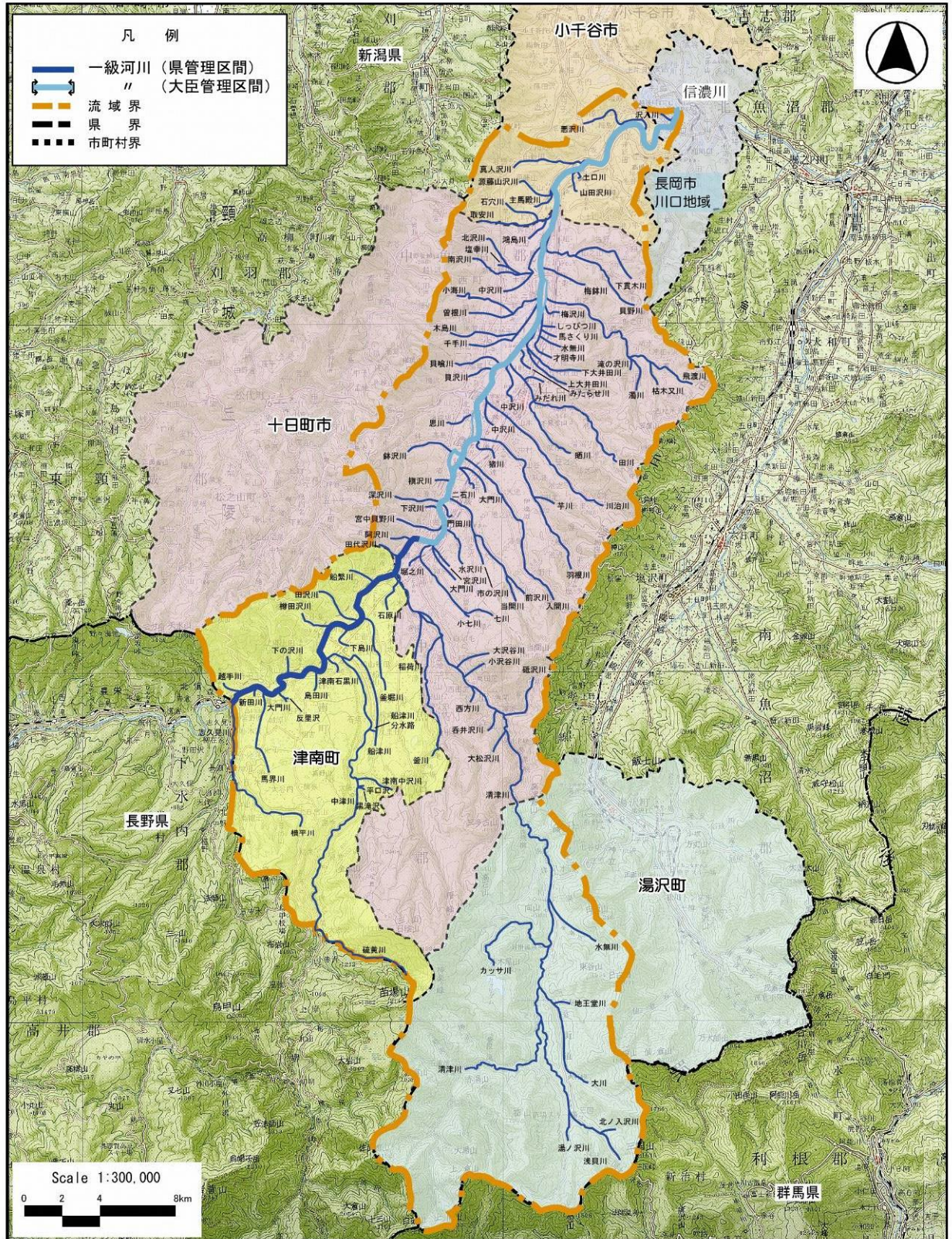


## 第2章 河川整備計画の目標に関する事項

### 2.1 河川整備計画の対象河川及び区間

信濃川上流圏域河川整備計画は、圏域に属する一級河川の県管理区間を対象とします。対象河川は図2.1.1に示すとおりです。



国土地理院の電子地形図に流域界等を追記して記載

図 2.1.1 整備計画対象河川

## 2.2 計画対象期間

計画対象期間は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）と整合を図り、計画策定からおおむね30年の期間とします。なお、本計画は、現時点における流域の社会経済状況、自然環境状況、河道状況等に基づいて作成する計画ですが、計画策定後の計画対象期間内においても、これらの状況の変化や新たな技術開発動向などを鑑み、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 2.3 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

圏域の河川は、各河川の流域の状況、過去の災害履歴等から治水対策の緊急性の高い河川について、洪水による被害の発生防止、又は軽減を図ることとします。

圏域の河川整備は、水系一貫となって災害防止・被害最小化を図る観点から、上下流・本支川バランスを確保し、関係する河川管理者と整備に関する情報を共有するなどの連携を図り整備を進めます。

整備目標は、信濃川については、大臣管理区間及び長野県区間と整合を図り、昭和34年8月洪水や昭和58年9月洪水、令和元年東日本台風洪水等の洪水特性を踏まえ、令和元年東日本台風洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊・越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図るものとします。田川、晒川、みだれ川、羽根川については、既往最大となった平成23年7月新潟・福島豪雨と同規模の洪水に対して、浸水被害の防止又は軽減を図るものとします。

併せて、流域内のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して行う流域治水の推進に取り組んでいきます。

## 2.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する事項

### 2.4.1 河川の適正な空間利用

圏域内の河川は、豊かな自然環境にあり、大地の芸術祭など河川とその周辺の環境を活用した空間の利用が行われています。また近年、沿川の小中学校における総合学習の場としての河川空間の活用など、様々な空間利用や親水機能向上に対するニーズが高まっています。

このような状況を踏まえ、沿川の市町の小中学校、地域住民と連携しながら、河川の適正な空間利用の促進を図ることを目標とします。

### 2.4.2 流水の正常な機能の維持に関する事項

信濃川本川では、信濃川水系河川整備基本方針において定められた流水の正常な機能の維持のため必要な流量の確保を目指し、適正な低水管理を続けることを目標とします。

圏域内の河川は、流水については古くから灌漑用水や水道用水などに広く利用されており、沿川住民の生活と密接な関係にあります。しかし、慣行水利権の実態が明確でないものも多く存在し、今後取水や還元の実態を適切に把握していく必要があります。このため、これらの実態把握に努めるとともに動植物の生息地又は生育地の状況、漁業、景観、流水の清潔の保持などの観点からの適正な流量の検討や水質の監視に努めます。

また、渇水に対しては、被害を最小限に抑えるため、関係機関及び水利使用者と連携して情報提供、情報伝達体制を整備し、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を推進します。

## 2.5 河川環境の整備と保全に関する事項

「新潟県水環境保全基本方針」や「信濃川水系水環境管理計画」等の関連計画と整合をはかりながら、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全、良好な景観の維持形成、流水の清潔の保持、人と河川の豊かなふれあいの場が確保できるよう、河川環境の整備を行うとともに自然と人間が共生できる環境を目指し、良好な環境の保全に努めることを目標とします。

治水面における安全で安心できる改修を行うだけでなく、特に河川環境と密接な関係のある動植物に対しては、現地確認の上、必要に応じ調査等を行い、現況の河道形態や自然環境を考慮して、瀬と淵の保全など、周辺環境に配慮した川づくりを行っていきます。

## 2.6 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川の現状や地域の特徴を踏まえつつ、洪水などの災害発生防止や軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から、河川の有する本来の多面的な機能及び、河川整備や管理によって確保される洪水を流すための器としての機能を維持することを目的とします。

堤防、護岸、床止め、堰、水門、樋門、水路橋等の河川管理施設に関しては、洪水時に確実に機能を発揮できるよう、平常時及び洪水時、地震時における巡視・点検を行い、状態把握に努めながら維持管理することを目標とします。

河道内に繁茂した樹木や堆積土砂については、流水の阻害とならないよう、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響などに配慮しながら適切に除去します。

また、河川への不法投棄の防止や清掃などの河川美化については、地域住民や関係機関などと協力しながら適正な管理に努めます。

## 2.7 河川における減災・危機管理対策

近年頻発している集中豪雨の状況や、気候変動等の状況及びそれらに関する新たな知見に照らし合わせ、計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、施設の運用、構造、整備手順等の工夫、さらには円滑な避難や的確な水防活動への協力・支援など、ハードとソフトの組合せにより、できる限り被害の軽減が図られるよう努めます。

### 第3章 河川整備の実施に関する事項

#### 3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

##### (1) 河川工事の目的

信濃川上流圏域内の河川は、度重なる水害により古くから改修を行っているものの、近年では平成23年7月新潟・福島豪雨や令和元年東日本台風により、多くの浸水被害を受けています。したがって、整備計画目標流量を流下させるための必要な高さ、河積（断面）を確保することとします。このために、河川の平面形状、縦断形状及び横断形状を定め、築堤、河道掘削などによる河川改修を実施します。堤防等の整備においては、減災に配慮し、越水等に対して粘り強い堤防構造の検討を行い、必要に応じて実施します。

河川整備にあたっては、在来の植生の保全、早期回復を図り、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。また、河川環境の整備と保全のために、河道の連続性、水際の多様性について配慮した川づくりに努めるとともに、背後地の土地利用と調和のある景観に配慮した河川整備を行うこととします。

河川環境においては、冬期間における安全で快適な生活環境確保のため、消流雪用水導入事業を実施します。これにより水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給し、河道内の堆雪の排除を図り、河道疎通能力の改善に努めます。

河川空間利用の面では、沿川の市町や小中学校などの機関と連携し、河川の適正な利用を図ります。

利水面においては、必要に応じて、適切な低水管理に必要となる流量観測施設の設置や観測データの蓄積により実態把握に努めます。

##### (2) 河川工事の種類、施行の場所

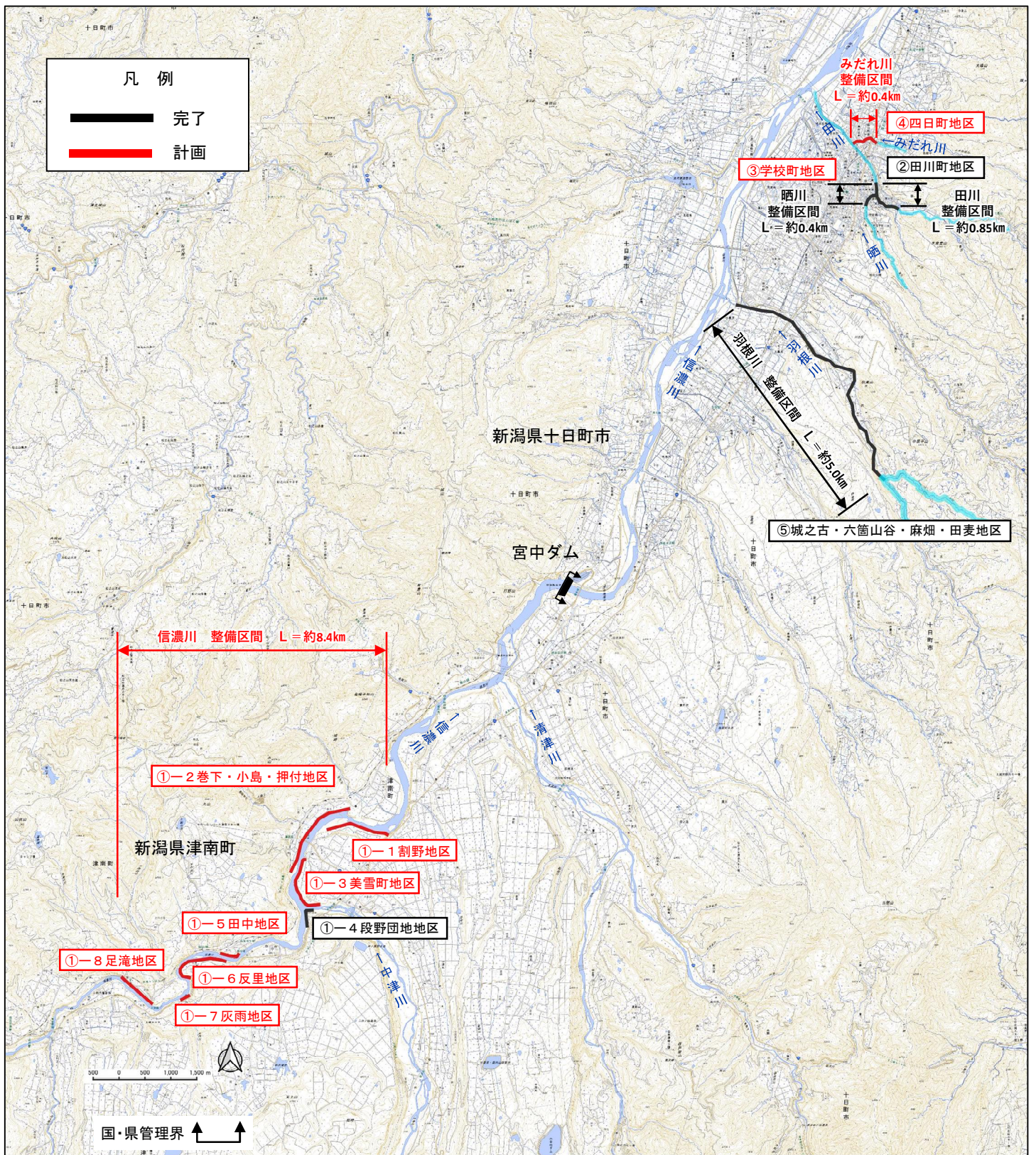
河川整備を計画的に進めていく河川は、圏域内の各河川の現況の整備状況、流域の状況、過去の災害履歴、想定氾濫区域内における人口や資産、重要な公共施設等を踏まえ、治水対策の緊急性の高い河川として、信濃川、田川、晒川、みだれ川、羽根川を選定しています。

その中で、信濃川については、整備計画目標水位以下の範囲に住家がある地区等を考慮し、その他の支川は、既往最大洪水となった平成23年7月新潟・福島豪雨における浸水範囲を考慮し、整備対象地区は表3.1.1及び図3.1.1に示すとおりとします。

信濃川県管理区間では、地域特性、自然環境、河川景観等に配慮した河川整備を実施するため、連続堤等のハード整備のほかに、水位情報の提供、避難経路の確保などソフト面の整備を実施し浸水被害の軽減を図る必要があります。

表 3.1.1 河川工事の施行の場所及び整備の種類

NO	対象地区	河川工事の種類	区間(km)	延長(m)	備考	
信濃川	①-1	割野地区 (津南町)	築堤、護岸、掘削	81.55 ~83.1km 付近	1,550	(R2 年度掘削完了)
	①-2	巻下・小島・ 押付地区(津南町)	築堤、護岸、 掘削(範囲追加)	82.3 ~83.9km 付近	1,600	R1.10 河川災害復旧 等関連緊急事業
	①-3	美雪町地区 (津南町)	築堤、護岸、掘削	83.55 ~84.6km 付近	1,050	
	①-4	段野団地地区 (津南町)	築堤、護岸	84.75 ~84.9km 付近	150	R1.10 河川災害復旧 等関連緊急事業 (R4 年度完了)
	①-5	田中地区 (津南町)	築堤、護岸	86.7 ~87.05km 付近	350	R1.10 河川災害復旧 等関連緊急事業
	①-6	反里地区 (津南町)	築堤、護岸	86.9 ~88.3km 付近	1,400	
	①-7	灰雨地区 (津南町)	築堤、護岸	88.5 ~88.75km 付近	250	R1.10 河川災害復旧 等関連緊急事業
	①-8	足滝地区 (津南町)	築堤、護岸	89.26 ~90.0km 付近	740	R1.10 河川災害復旧 等関連緊急事業
田川	②	田川町地区 (十日町市)	築堤、護岸、掘削、 消流雪用水導入施設	2.02 ~2.87km 付近	850	H23.7 河川災害復旧 助成事業 (H28 年度事業完了)
晒川	③	学校町地区 (十日町市)	護岸、掘削、 消流雪用水導入施設	0.0 ~0.4km 付近	400	H23.7 河川災害復旧 助成事業 (H28 年度護岸、掘削 完了)
みだれ川	④	四日町地区 (十日町市)	築堤、護岸、掘削	0.1 ~0.5km 付近	400	
羽根川	⑤	城之古・六箇山谷・ 麻畑・田麦地区 (十日町市)	築堤、護岸、掘削	0.0 ~5.0km 付近	5,000	H23.7 河川災害復旧 助成事業 (H28 年度事業完了)



国土地理院の電子地形図に整備地区等を追記して記載  
 図 3.1.1 河川工事の施行の場所

### 3.2 個別河川の整備に関する事項

#### 3.2.1 信濃川

##### 1) 対象地区の選定

整備計画目標水位以下の範囲に守るべき住家が存在する 8 地区を河川整備計画において整備を実施する地区として設定します。

##### 2) 河川整備内容

割野地点 (81.55 km) から足滝地点 (90.00 km) までの延長約 8.4km の区間を対象に、以下に示す内容に配慮した上で築堤、護岸、掘削を実施することにより、河積の拡大を図り、整備計画目標流量を流下させます。

- ・堤防の整備については、洪水時に家屋等への被害が生じる恐れのある、若しくは堤防の高さや断面が不足している区間において、背後地の状況を踏まえて新設・拡幅等を実施します。
- ・河床掘削については、両岸山付きの溪谷部や河岸に岩盤が露出している箇所を除くほか、河道の維持を考慮して実施します。信濃川では、河川水辺の国勢調査が実施されており、ウケクチウグイ、アカザなど重要種を含む魚類や、底生生物など多くの動植物が確認されていることから、これらの動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施します。

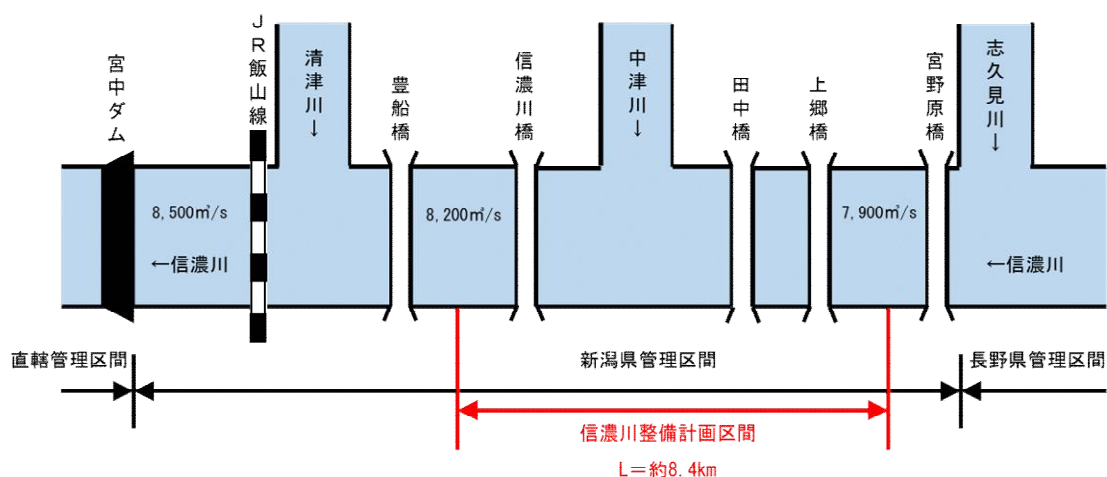


図 3.2.1 計画流量配分図 (信濃川本川)

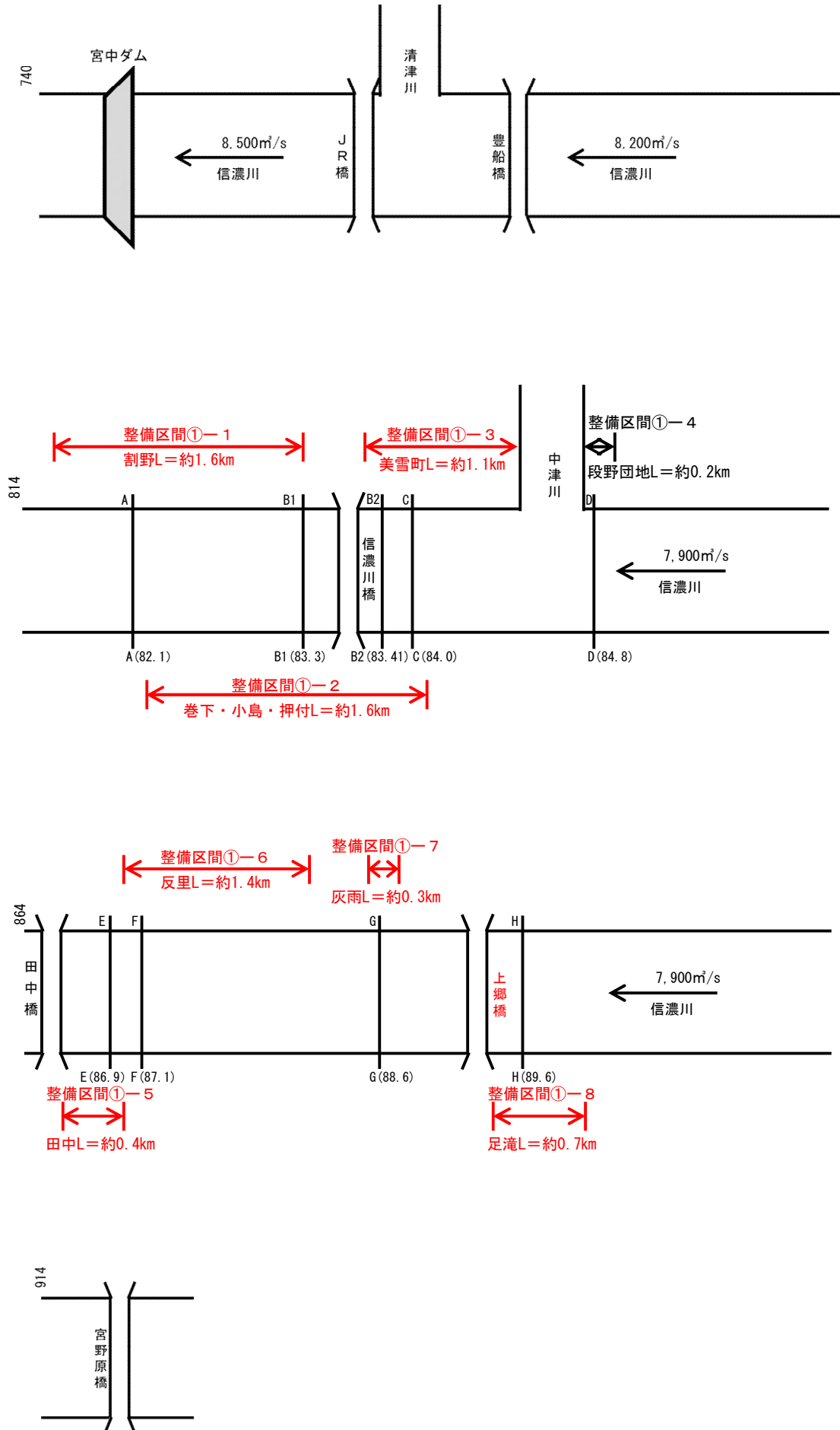


図 3.2.2 整備区間位置図 (信濃川)